

議案第74号

北名古屋市地域公共交通会議条例の一部改正について

北名古屋市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年12月4日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市地域公共交通会議の委員の定数を増員するとともに、対象となる者の範囲を拡大し、その知見をもって地域公共交通のさらなる充実を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

北名古屋市地域公共交通会議条例（平成25年北名古屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「20人」を「24人」に改め、同条第2項第1号及び第9号中「団体」の次に「に所属する者」を加え、第10号を第13号とし、第9号の次に次の3号を加える。

- (10) 道路管理者又はその指名する者
- (11) 愛知県西枇杷島警察署交通課長又はその指名する者
- (12) 学識経験を有する者

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。